

かすみがうら市議会総務委員会会議録

---

令和元年8月7日 午後 1時25分 開 議

---

出 席 委 員

委 員 長	川 村 成 二
副委員長	宮 嶋 謙
委 員	鈴 木 良 道
委 員	来 栖 丈 治
委 員	櫻 井 健 一

---

欠 席 委 員

な し

---

出 席 説 明 者

総 務 部 長	小松塚 隆 雄
参 事	木 村 俊 夫
総 務 課 長	坂 本 重 男
企 画 監	豊 崎 伴 之

---

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 澤 田 幸 一

---

## 議 事 日 程

令和元年8月7日（水曜日）午後 1時25分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 石岡市との「大規模災害時における広域避難の連携に関する協定」について
  - (2) 旧小学校施設活用の進捗状況等について
  - (3) その他
3. 閉 会

---

開 議 午後 1時25分

### ○川村成二委員長

皆さん、こんにちは。

定刻前ではございますけれども、全員おそろいですので、委員会を進めさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。議会議務局澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、(1)石岡市との「大規模災害時における広域避難の連携に関する協定」についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

### ○総務部長（小松塚隆雄君）

ご苦労さまでございます。それでは、説明をさせていただきます。

大規模災害時における避難につきましては、その避難所の確保等が課題でございますが、これまで石岡市との間で広域避難の連携に関する調整を行ってまいりまして、協定書を作成する運びとなりました。本日は、その内容についてご説明を申し上げたいと思います。

内容につきましては、坂本総務課長からご説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### ○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

### ○総務課長（坂本重男君）

それでは、石岡市との大規模災害時における広域避難の連携に関する協定について、その概要と経過、協定書の主な内容等についてご説明をさせていただきます。

まず、1の協定の概要についてでございます。

本協定は、かすみがうら市と石岡市が、霞ヶ浦及び恋瀬川沿川地域において、大規模な水害等が

発生、または発生するおそれがあり、市内の指定避難所への避難が困難と判断した場合、当該区域に居住する住民の安全な一時避難を図るため、協定市内の避難所の利用に係る相互援助を円滑に行うことを目的とし、協定の締結を進めるものでございます。

次に、2の協定に係るこれまでの経過でございます。

当市と石岡市の市境には、国管理河川の霞ヶ浦と県管理河川の恋瀬川を保有しておりまして、その沿川区域が洪水浸水想定区域に指定をされている状況でございます。これらの状況の中、昨年12月18日、石岡市から、他の地域を参考にしまして、広域避難の協定を締結してはどうかとの話がございまして、協議を行った経過がございます。

内容としましては、災害で道路や橋などインフラの崩壊により、市内避難が困難な状況を想定しますと、隣接する市外への避難も検討をしなければならないということと、具体的に両市間で想定される地区としましては、石岡市が府中・井関地区、当市は栗田、高倉地区が考えられまして、今後両市で引き続き協議を進めていくということで、事務レベルで協議を行いました。

また、該当の地域からのご意見等としましては、石岡市では平成31年1月20日に洪水ハザードマップ住民説明会において、大規模水害時にかすみがうら市への避難要望があったというようなことございます。また、当市におきましては、2月23日、栗田・高倉地区を対象に県事業の住民避難力強化事業を実施しまして、防災マップを作成した中で避難先や避難経路等の話し合いを行いまして、避難経路としては、恋瀬川を渡ることができない場合は、ゴルフ場を利用する必要があるというような意見が出された経過がございます。

これらの経過を踏まえ、さきの6月13日、両市の担当者間で具体的に広域避難に関する協定に向け、協定書に記載する内容等について協議、確認を行いまして、その後、庁内で部長会議等の協議を経て、本日も報告をさせていただくものでございます。

次に、3、その他協定書（案）の主な内容でございますが、避難所の相互援助とし、地域防災計画及び避難所マニュアル等に基づき、可能な限り援助活動を行うものとしてございます。相互援助内容といたしましては、協定市内の指定避難所の相互利用、指定避難所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供や援助物資の調達及び提供など、5項目を定めております。

参考とし、想定される区域でございますが、こちらのページに過去の浸水被害等の実績のあった地区から他市への避難を想定してございます。まず、上のほうから、石岡市の府中地区の一部の区域が当市の新治小学校。また、次の中ほどになります、井関地区の一部の区域は旧穴倉小と旧志士庫小学校を。また、かすみがうら市の栗田、高倉地区は石岡市の石岡海洋センターが、相互利用の対象となる避難所として想定をいたしてございます。

戻りまして、下から2点目の援助の要請とし、各市の避難勧告等の発令状況を相互に伝達し、市内の指定避難所への避難が困難と判断した場合に援助を要請することとなります。また、援助の経費負担につきましては、法令その他別に定めるものを除きまして、援助に要する経費の負担は援助を行う協定市が負担するというように考えてございます。

以上が協定書の主な内容でございます。

最後に、記載はございませんが、今後の予定でございます。

8月27日に、市議会全員協議会で同様にご報告をさせていただきまして、その後、9月下旬ごろに協定の締結へと進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

説明につきましては、以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

ご質問等はございませんか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

雨のときに、府中地区で川からこっち側にも府中地区があるのかというのが1点と、あと、井関地区がうちのほうに避難するというのを考えて、あと、三村地区なんかの話は出なかったのかというようなことを確認したいと思います。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

まず、1点目の石岡市の府中地区でございます。ちょっとこれ、こちらの図になりますが、市の境が赤い線で市境を示しておりまして、この丸の部分に何戸か住宅がございます。こちらが府中地区の範囲となっております。

あと、2点目の井関地区でございますが、こちらにつきましては、想定している区域は、この楕円の中の下側の部分の、ちょっと切れているんですが、この先にある八木という地区がございます、こちらの地区は田んぼ等に囲まれていまして、浸水した場合に通行が難しいような箇所が想定されまして、そうすると、自宅のほうに帰宅ができないような状況が想定されるというようなことで、その場合は、旧志士庫小や旧穴倉小、かすみがうら市のほうに避難をするというようなことです。

あと、三村地区につきましては、陸続きで石岡の避難所も想定されるというようなことで、現時点では、こちらの区域が当面の想定区域というようなことで整理をしております。

○川村成二委員長

来栖委員。

○来栖丈治委員

はい、わかりました。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木良道委員

高倉地区なんですけど、以前、堤防が決壊とか何かして、その後はどうなんですか。今、工事はやっているんですか。高倉地区、わかりますか。

○川村成二委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

河川改修そのものは、今も進行中だと思います。完了の報告が特にございませんので、少し長い期間かかるような話がありましたので。委員ご指摘の高倉・伝馬地区への連絡の道路の関係ですね。土木のほうで嵩上げ等をしていただいて、その後、その道路が埋没するような状況はないんですけども、中にもありましたけれども、雨が降ったら、そのゴルフ場あたり、いわゆるこの恋瀬川の手前まで来ないでも済むような避難場所があればいいなというようなご意見があったそうで、そういう意

味では、今回、石岡まで行けるようになりますので、ゴルフ場とは違いますが、多くの住民の方々の意向に沿ったような形にも行くのかなというように理解しています。

○川村成二委員長

鈴木委員。

○鈴木良道委員

わかりました、ありがとうございます。

○川村成二委員長

そのほか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

特に、かすみがうら市内の避難所についてですが、想定されているのが、新治小、旧宍倉小、旧志士庫小とありますけれども、新治小はまだ現在、学校が運営されていて生きていると。宍倉小も改装中であるということで、今後も常時人が入る建物になると思うんですが、志士庫小などは、その後閉じたままになっていると思うんです。現実問題として、避難所としてきちんと機能する状態にあるのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

旧志士庫小学校につきましては、旧学校施設の体育館の利用というような条例に基づいて、設置のほうは、そちらの条例に基づいて設置をしているような状況でございます。

実際には、ここ体育館の利用も余りないような状況とお聞きしております、選挙の際などは選挙の投票所に使用しているんですが、飲用水については、余り使用していないということで、飲用水は選挙の際は使用しないような取り扱いを行っております。

現在、避難所等に指定して開設する場合は、そういった飲用水の問題などもありますので、その災害の規模によって開設を決めていくようなことになろうかと思いますが、優先的な順位としましては、環境が整っている施設から開設をしていくようなことで、現時点では考えております。

以上です。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

ちょっと基本的なことであれなんですけれども、避難所にかすみがうら市から石岡市に何名行ったとかといった、人数に応じて市からの負担面というのをお互いにし合うというような協定というのが、この協定というような意味合いなんでしょうか。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

相互に、大規模災害の場合に利用を進めるというようなことの協定でございます。その中で、ご指摘のように、費用的な面が発生するかと思いますが、こちらにつきましては、この資料の一番下に記載がございますが、援助の経費負担につきましては、法令その他別に定めのあるもの以外は、援助を

行う協定市が負担ということで、例えば、かすみがうら市の施設を避難所として石岡の方が利用していただく場合は、当然かすみがうら市のほうでも避難所を開設しておりますので、地域の皆様が避難をされているというような状況が想定されます。そうした場合は、かすみがうら市の負担で、その飲料水とかそういったものは開設市が負担をします。逆に、かすみがうら市の住民が石岡市の施設を利用した場合は石岡市さんの負担でやるというようなことで、当初はその必要分を避難住民の市が負担するというようなことも想定したんですが、実際には相互の市の住民が利用するような施設もございますので、そこは案分をせず、開設した市の負担ということで整理をしております。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井健一委員

そうであれば、費用は誰が来てもその市で負担するということであると思うんですけども、そのときに、かすみがうら市に在住でも石岡市のほうが避難場所として近い地域ですとか、その便がいいというところだと、家族同士で話し合っ、あそこに集合しましょうというところをやりましょうということで、災害マップの中で災害時に集合する場所を決めなさいといったところに、ほかの市を指定しても構わないというような解釈でもよろしいのでしょうか。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

避難場所につきましては、一例を申し上げますと、土浦市の霞ヶ浦環境科学センターにつきましては、土浦市の区域の避難場所ですが、こちらについては、土浦市との話し合いで、かすみがうらの住民が避難の場所として利用させていただくようなことは、合意を得ております。

今回のそれはまた別で、改めて両市で避難先の住民を把握しながら対応するというような、相互に利用を進めるというような協定であります。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井健一委員

あらかじめそこに避難するというような指定ではなくて、川が氾濫して危ないといったときには、そっちを使っていいという条件だということですか。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

そのようなことでございます。石岡市の府中地区の方が、その地域の指定避難場所に交通の便などで行けない場合、かすみがうら市の施設を利用すると。それを相互に協定を結ぶということです。

○川村成二委員長

櫻井委員。

○櫻井健一委員

小さい子どもなんかは、そこに集合しなさいと言うと、川が氾濫しようが何しようが、そこを渡って行こうというような危険性がないのかなというのが。それ、初めから、危ないときにはこっちに避難しなさいよというのを前もって言わないと、何か二次災害が起きるのかななんて思うんで。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

その点につきましては、今回協定を締結しましたらば、大規模災害のときに相互に利用できる施設がふえるというようなことで、住民の方にはその旨を周知させていただくようなことで予定をしております。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

では、いいですか。

<委員長交代>

○宮嶋 謙副委員長

委員長かわります。

川村委員。

○川村成二委員

今の答弁に対してなんですけれども、相互にということ、基本的に、例えば石岡府中地区は新治小と、新治小は石岡府中地区という、そういう相互という意味合いになってくると思うんですよ。そういう意味合いではないですよ。市と市の相互という形で課長は答弁されていますけれども、相互ということになれば、貸した側も今度は何かのときには相手側に行けるという認識にもなってくるんですけれども、その辺はどういう、相互の意味合いをもう少し説明してほしいんですけれども。

○宮嶋 謙副委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

失礼しました。相互の意味合いとしましては、あくまで両市間の該当する施設をお互いの市が利用できるというようなことをごさいますて、新治小学校を避難場所と指定した場合には、逆に新治小学校の区域の方が石岡の避難場所を利用できるというような意味合いではございません。説明がちょっと、申しわけございません。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

でも、そうしますと、この相互協定ということになれば、新治小地区の人たちに対しても、何か非常事態があったときには、石岡地区のここが近隣市として使えますよという説明があってもいいと思うんですよ。

ただ、今回のこの内容を見ると、石岡市からは2カ所、井関と府中地区に対して、かすみがうら市側の地域を貸してください。でも、石岡市が使えるということは、逆にかすみがうら市も石岡市が使えるのではないんですか。そういう検討というのは、されていないんですか。それで初めて、相互協定じゃないですか。

要は、かすみがうら市側の検討は、どこまでどのようにやった結果、1カ所、粟田・高倉地区は石岡海洋センターのみ使わせていただきたいという協定にしたというのは、どのような検討をされたん

でしょうか。

○宮嶋 謙副委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時46分

---

再 開 午後 1時56分

○宮嶋 謙副委員長

会議を再開いたします。

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

今回の協定につきましては、主に想定しているものが大規模水害を想定しておりまして、そういったところで、その地域が水等によって分断される地域を想定して協定を結ぶというようなことで整理をいたしております。

そのほか、石岡市以外の隣接市さんの土浦市等の関係でございますが、こちらについては、水害で分断される、想定される地区が現在生じていないというようなことがございまして、土浦市さんとの同様の協定については、現時点では考えていないというようなことでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

はい、わかりました。

○宮嶋 謙副委員長

はい、委員長をかわります。

<委員長交代>

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、(2) 旧小学校施設活用の進捗状況等についてを議題といたします。

説明を求めます。

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

本日は大変お忙しいところ、総務委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。行革FM推進室から、霞ヶ浦地区内の旧小学校施設の現在の進捗状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

旧小学校の施設活用につきましては、宍倉小とか安飾小のように公的施設として使用するもの、さらに下大津小や牛渡小のように民間が活用するものがございます。本日はこのような廃校の活用内容



につきまして、改めまして現状の動きなどについてご報告をさせていただきたいと考えております。

それとまた、現在工事を進めております（仮称）ウエルネスプラザ、宍倉小学校でございますけれども、今後、第3回、第4回の定例会等におきましても、ご協議等をいただきたいような内容もございますので、あわせてご説明をさせていただきたいと考えております。

具体的な報告の内容につきましては、行革FM推進室の室長、豊崎企画監よりご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

## ○川村成二委員長

企画監 豊崎伴之君。

## ○企画監（豊崎伴之君）

それでは、私のほうから、お配りしております資料、旧小学校施設の活用の進捗状況等についてというようなことで、順次説明をさせていただきます。特に、最近の動きを中心としての説明とさせていただきますと思います。

まず、こちらの施設ですけれども、平成28年3月をもって廃校となりました霞ヶ浦地区の旧小学校施設の活用の状況ということになります。

1つ目といたしまして、旧下大津小学校でございます。

こちらの活用につきましては、平成28年度に活用事業者の公募を行っておりまして、その際に選定をいたしました優先交渉権者と協議を進めてきた中で、現状としては、グラウンドのみを先行して貸し付けるというようなことで、当面3年間の無償貸し付けの契約を結んでいるような状況でございます。

現在、現地の状況といたしましては、貸付先のほうにおきまして、日本サッカー協会からサッカーグラウンド用の芝苗の提供を受けまして、植えつけ、養生などを行っているような状況でございます。

今後の予定といたしまして、校舎等の活用が課題として残っております。こちらにつきましては、当初の公募段階からコミュニティ活動の場として地元地区の集会施設などへの公共的な利用を想定していたものでございます。このたび、そういった転用を図るための予備調査を設計会社のほうに委託をして、具体的な調整を進めていくということで動いてございます。こちらの委託につきましては、先般入札が行われまして、現在契約の途中でございまして、専門家の意見も聞きながら、今後の対応を地元とも調整をしながら練っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、2番目、旧牛渡小学校でございます。

こちらにつきましては、先ほど同様、平成28年度に活用事業者の公募を行い、優先交渉権者の選定まで進み、交渉を続けてきたのですが、そちらの活用が辞退ということがありまして、本年2月に活用事業者の再公募を実施してございます。この際の応募がありました株式会社亜細亜、母体会社は株式会社貝塚正雄商店ということで、以前、旧志土庫小学校の活用を希望していた事業者でございますけれども、こちらを優先交渉権者として選定いたしました。その後、7月5日に地域説明会を実施いたしまして、会社側から今後の事業計画などについて、構想などの話を伺っております。

説明会での主な意見といたしましては、市民の方からの意見としましては、会社の今後の将来的な経営状況の見通しの心配であるとか、実際ゴマなどを扱う会社でございまして、そういった業績に関するご質問、それから、今まで地元の避難所としてこの施設を活用していただけても今後はどのような対応になるのかであるとか、地元の地区の公民館のお祭りなどの協力はこういったことができるのかとか、そういったご質問をいただいているような説明会でございました。今後につきましては、同社においてさらに活用計画を具体化していただくようなことで、今進めております。

今回の公募に当たりまして、同社では、土地建物の売却をまず希望していることもございますので、そういった点も今後の交渉の課題になっております。そういったことへ対応するため、売却の場合に必要な費用につきまして、今年度の第3回定例会のほうに補正予算の提案を予定したいと考えているところでございます。

次のページにまいりまして、旧佐賀小学校でございます。

こちらにつきましても、ただいま申し上げました牛渡小学校と同じような形で進めてまいりましたが、やはり活用事業者の辞退ということで、本年2月に再公募を実施いたしまして、株式会社グランバーという東京ラスクというお菓子をつくっている会社を優先交渉権者に選定をいたしました。その後、6月29日に地域説明会を実施しております。説明会の状況といたしましては、おおむねこういった活用を歓迎するご意見でございましたけれども、一部、地区の近くの養豚場のおいなどを気にするご質問などもございました。

同社では、グランピング施設として校舎・校庭、さらには校舎を工房的に活用するというような構想をお持ちでしたので、説明会でのご質問なども踏まえて改めて現地を詳細に調査した結果、改修の費用であるとか、活用にあたっての対策費用などが事業計画上困難であるというようなことから、協定を解約したいという申し出が、先月7月26日に提出された状況になってしまいました。その後、庁内でも協議いたしまして、この協定に応じるというようなことで手続を済ませまして、本日付で先方から協定の解約の合意書に印鑑をいただきましたので、本日をもって協定を解約するというような運びとなっております。

大変残念な結果になりましたが、前回の公募、今回の公募でも複数応募をいただいた施設でもありますので、ここは改めてまた再チャレンジというようなことで、再公募を調整してまいりたいと思っております。

ただ、この資料にも書いておりますように、体育館の老朽化の状況であるとか、やはり校舎の対策に費用がかかるというような課題もありますので、そこあたりも慎重に見きわめながら、今後の再公募を調整していく必要があると考えてございます。

続いて、旧安飾小学校でございます。

こちらは、公的な利用というようなことで既にご説明しておりますように、歴史博物館の収蔵施設としての転用を進めております。具体的には、今年度工事を発注しております、こちら先月入札を行っております、今後4カ月をかけて収蔵施設への修繕中心の工事を進めてまいります。今回の工事は校舎の修繕が中心になりますけれども、そちらが終わり次第、体育館についても附帯的な活用ができるよう調整を進めていく予定としてございます。

これに伴いまして、博物館条例のほうに、この安飾小の施設を位置づけるための条例改正なども、今後、来年度に向けて予定していくような状況となっております。収蔵施設としての供用開始は、来年度からの予定をしてございます。

続いて、5番目、旧志土庫小学校でございます。

こちらにつきましても、一度活用事業者の公募を行い、先ほど申し上げました貝塚正雄商店のほうで活用を目指すというような協定を結んでいたんですが、その後の状況により、そちらも解約となっております。今般、佐賀小などと同様に、本年2月に再公募を実施しましたが、この時点での応募者はなく、不調に終わっております。

ただ、これと時期を同じくして、県から企業誘致の情報として、市のほうの担当課であります地域未来投資推進課のほうに事業者の紹介がございまして、現在も同課におきまして、そちらの事業者と

の調整を継続しているような状況でございます。

内容につきましては、ここまでしかお話しできるような状況ではないんですけれども、今後、その相手方から正式な申し出がありましたら、地元への説明なども行った上で協定を締結して、事務を進めていきたいと考えてございます。

その今までのやりとりの中で、相手方としては、こちらについても売却を希望されているような状況もございますので、ことしの第3回の定例会のほうに、そういった必要費用の補正予算の計上を予定していきたいと考えてございます。

続いて、6番目の旧宍倉小学校でございます。

こちらにつきましては、既に何度もご説明しておりますように、ウエルネスプラザとしての転用を進めるというようなことで、現在全ての工事が発注を完了したような状況でございます。事務的には、開館準備に向けた関係部署との調整を進めているような状況でございます。

今後の予定といたしましては、この第3回定例会に、この施設の設置管理条例を提案させていただきたく考えてございます。それにあわせて、(3)にも書いてあるようなことで、関連する施設の条例改正、保健センターであるとか高齢者センター、そういったものの改正も一緒に提案をさせていただきたいと思っております。そうした条例の可決をいただきましたらば、今度は具体的な運営、開館に向けた準備というようなことで、(2)の中ほどにも書いてありますように、指定管理者制度の導入の検討・調整であるとか、具体的な施設で使う備品などの調整、そういったものも進めながら、開館の準備を進めていきたいと考えてございます。

開館時期の予定といたしましては、現場が改修工事ということで、まだ何が起きるかわからないような状況も残っておりますが、予定どおりの工期で進むことができれば、来年度第1四半期中の開館を目標にしたいと考えてございます。

また、このウエルネスプラザの整備に当たりまして、地元の志士庫地区の第1公民館という旧地区公民館施設がございます。こちらの機能がウエルネスプラザのほうに編入してくるような状態になりますので、そういった施設につきましては、貸し付けや売却を調整したり、今後使わなくなる老朽化の進んだような施設は、解体などの準備も進めていくようなことになります。

7番としまして、その他ということで、旧地区公民館の方向性というようなことで掲げさせていただきました。ただいま、志士庫地区第1公民館の説明をいたしました。ほかにも旧地区公民館施設というのは、霞ヶ浦地区には幾つかございます。こちらをいつまでも旧地区公民館というような扱いにしておくのはいかなるものかというようなご指摘もいただいているような状況でございます。

公共施設の基本計画の中では、公民館系の施設につきましては、公民館という枠から幅広い利用が可能になるように、コミュニティセンターに転換していくというような基本的な方針を掲げております。こういったことから、物理的な状態の公民館につきましては、今後コミュニティセンター化を図ってまいります。さらに、今までの旧地区公民館につきましては、これまで培われてきた活動であるとか現在の利用状況がございますので、そういった活動の場として、どこどこ地区センターというような形で、コミュニティセンターを補完するような地域の施設としての位置づけを調整していくというようなことで考えてございます。

こういった方針も踏まえまして、議会などでもご質問いただいております施設再編の実行計画の中にも、こういった計画を位置づけていきたいと考えております。

今のは公民館施設のハードのお話でございますけれども、公民館の活動といったソフト面に関しましては従来どおりでございます。そういった新たな位置づけをしたハードの中で、公民館活動も含

めて多目的な施設の利用が図られればというふうに考えてございます。

説明は以上となりますけれども、若干動きのある、まだ動いているような旧志士庫小の状態などもございます。今後、動きがありましたら、そういった点も含みまして、改めて説明する機会を設けていきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○川村成二委員長

以上で説明は終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

宮嶋委員。

#### ○宮嶋 謙委員

1つは、旧下大津小学校ですが、エスペランサさんが当面グラウンドを活用していただいているということですが、今後の予定の中で、公的利用のための集会施設や事務所等の転用について予備調査を委託、入札で委託する等々の記載がありますよね。これは誰がという、これ、かすみがうら市が行うということですか。それとも、NPO法人さんがやるということですか。

#### ○川村成二委員長

企画監 豊崎伴之君。

#### ○企画監（豊崎伴之君）

私どものほうの、市で発注をいたします。今進めている旧宍倉小の転用におきましても、途中で補正予算をお願いしたりであるとか、いろいろ後からの処理がありましたので、転用に当たってどのようなことが、どのような形が検討できるのか、またそれに伴ってどういった事務が必要なのかというものを、洗いざらい調査するというような内容であります。

#### ○川村成二委員長

宮嶋委員。

#### ○宮嶋 謙委員

ちょっと、私、理解が十分じゃないんですけども、公的にも使っていただけるようにするという計画は、NPOさんのほうで立てた計画の中に入っているということじゃないんですか。それとも、それと分離しての市が活用するという話なのか、ちょっとその辺の整理を教えてください。

#### ○川村成二委員長

企画監 豊崎伴之君。

#### ○企画監（豊崎伴之君）

当初の事業者の公募の段階で、旧下大津小については、一部そういった公的利用を市で検討していきますよという条件をつけて、事業者を公募した経過になってございます。

#### ○川村成二委員長

宮嶋委員。

#### ○宮嶋 謙委員

それと、旧志士庫小学校で、今交渉を継続中だというお話で、開発許可等の見通しがつくかどうかの一つのポイントになっているというようなお話ですが、実は、一番最初、交渉権者になったごまの貝塚さんが途中で撤退したのは、開発許可がおりなかったからというような話を聞いています。もし、おりるのであれば、何であるときおりなかったのか。あるいは、新しくおりたんだったら、改めて牛

渡に手を挙げていただいた貝塚さんはどうなるのか、その辺の整理はどういうふうにされるのか、教えてください。

○川村成二委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

まず、旧穴倉小学校の前回のお話につきましては、隣で現在創業しているところからの拡張ということで、拡張する内容自体については開発許可上の問題はないような内容だったんですけども、現在地のほうで幾らか課題を解決しなくてはならない部分がありまして、それを解決しないと拡張できないというような条件でございました。今回のその会社につきましては、牛渡小学校を活用いただくことで、現在抱えている課題も、そこに機能を移転するようなことで解決ができるというような一つのパターンがあります。

また、新たに進んでいる話につきましては、まるきり新しくそこでという話ですので、隣の状況とかを気にせずに、その使い方としてどうなのかという見通しが立てば、許可はおけるといことになってまいります。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時17分

---

再 開 午後 2時20分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

あと、佐賀小学校が残念な結果となりましたが、現状、撤退された内容の現状を考えたときに、再公募、再々公募を続けたときに、同じような理由でまた不調に終わるような可能性というのがあるんじゃないんでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○川村成二委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

ご指摘のとおりだと思っております。実際、事務レベルで話している内容ですけども、例えば、旧穴倉小を公的に使うだけでもあれだけの費用を投資しなくてはならないというようなことで、やはり学校として建てられたものは、やはり学校として使われることが前提になっているので、老朽化の問題もありますけれども、やはり大きく転用するとなると、その活用事業者にとってもリスクはかなり大きいものだと思います。

ただ、地元との信頼関係の中で、これまで2回こういったことでやらせてきていただいているので、もう一回だけ同じような調整をさせていただいて、それでもまた同じような結果になれば、そういった物理的な状態をどうするかということも踏まえて、次の対応を考えなければいけないかと感じております。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。ないですか。

○宮嶋 謙副委員長

では、委員長交代します。

<委員長交代>

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員長

先ほどの佐賀小の辞退の話ですけれども、今後の予定は、どのようなスケジューリングで地元に対する説明は行うのか、お伺いします。

○宮嶋 謙副委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

ご説明が漏れて申しわけございませんでした。今回、こういった急に総務委員会の設定をしていただいたのも、そういったことを考慮してでございます。本日、この場が終わりましたらば、早速地元の代表者、特にプレゼンなどにかかわっていただいた地区の代表者の方に1軒ずつ訪問して、状況を説明してまいりたいと予定しております。また、地区全体には、広報紙等の回覧文書にあわせて、お盆明けになりますけれども、お知らせさせていただくような予定で考えております。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員長

特に、一度決まったものが、いろんな先方さんの条件でうまくマッチングしなかったということなのですが、そういった条件面で、また次に公募するときに、こういう環境ですよという形で、要は真面目に状態を説明した形で公募して、後に問題を残さないようなことも必要だと思いますが、今後の進め方ということでは、どのように考えていますか。

○宮嶋 謙副委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

特に今回は、物理的な状態に対する実情があつて活用の辞退というのが、第一の理由とされてございます。今後、再公募に当たりますとは、以前に実施しましたけれども、現地を見ていただくような機会を設けて一番最初は取り組みましたので、そういったこともスケジュールの中で組み込めれば、希望者には現地を案内して、こういった実情を見ていただくような機会も設ける必要があるかと考えてございます。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員長

あと、旧下大津小学校の今後の予定の中で、コミュニティ活動の場として公的利用を検討するという、市が主体的にそういう考えを持っているという説明なんですけど、なぜ下大津だけこのような判断をされたんでしょうか。ほかの廃校施設、それから今後統合が進められる予定の千代田地区、こういうことに対して、こういう市の考えで判断すること自体は、本当に正しいやり方なんでしょうか。その辺についてお伺いします。

○宮嶋 謙副委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

では、ただいまの部分的に公的利用をすると位置づけた部分の説明でございますけれども、当初の公募時点で、地元の旧地区公民館単位の地区の組織の方々のご意見を聞く機会を設けながら、最初の公募要項をつくってまいりました。

その中で、旧下大津小学校、それから旧志士庫小学校に関しましては、そういった公的利用、集会所的な利用ができるような場というようなことでお話ございまして、旧下大津小と旧志士庫小に関しても、一部を集会所の機能として使えるようにしてもらえないかという話もございましたので、それを盛り込んで、当初公募を行っているような状況でございます。地元の意向を踏まえて、こういった位置づけをしたということでございます。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員長

そうすると、地元から声が上がらなかったところは、どうなんでしょうか。公的な施設としての判断は、行政がやるべきことですよね。ところが、意見がなかったので、なかった学校は公的な扱いは対応しませんという判断になっているわけですよね。それは、公共施設の考え方として、意見があったところだけ採用するというのは、ちょっと問題があると思うんですけども、その辺はなぜそういう判断をしたのかということをお聞きしたいんですけども。

○宮嶋 謙副委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

申し上げます。

先ほどの説明の中で、旧地区公民館施設の扱いの説明をさせていただきました。旧地区公民館の形態として6カ所ございますけれども、旧下大津と旧志士庫はかなり老朽化がひどい状況もありまして、市としても何とかしなくちゃならないというような状況があった中で、こういった下大津であるとか志士庫には、廃校施設の一部を使ってそれに対応できればという行政側の思いもありましたし、地元でもそれを望んでおられたというようなことで、お互いで、ちょっと説明は足りませんでしたけれども、同じ課題として認識していた状況もございます。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員長

公民館施設として考えた場合に、学校施設をそのまま残したまま継続して使うよりも、新たな公民館施設として新しい場所に建てかえたほうが、将来的にも継続できる建物になるような気がするんですよ。学校をそのまま残すということは、市の財産としては確かに有効活用かもしれませんが、費用負担等を考えたら、ずっと負担が残ったままになるんですよ。そういう将来負担も考えたときに、ある段階で、そういう英断をする必要があると思うんですよ。それは、もうこの先の千代田地区の統廃合による廃校施設についても、そういう英断があっただけいいと思うんですよ。霞ヶ浦地区については、その英断をしなかった、できなかった理由とかで何かあるんですか。

○宮嶋 謙副委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

これはやはり、一番大きいのは、やっぱり地元の方々の旧学校施設に対する思いというものが一つございます。これは、お金ではなかなかはかれない部分かと思っております。

そういった今、川村委員長からご指摘があったような件は、この下大津に限って言えば、今回の予備調査の中で、例えば今の施設をそのまま改修して使ったほうがいいのか、あるいは半分だけ壊して直して使ったほうがいいのか、それよりも全部建てかえてしまったほうがいいのではないのか、そういった比較検討もこの調査の中で行って、それで地元に示して行って、市としても決断をしていくというようなことを考えております。

○川村成二委員長

わかりました。

○宮嶋 謙副委員長

委員長を交代します。

<委員長交代>

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の皆様には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時30分

---

再 開 午後 2時30分

○川村成二委員長

会議を再開いたします

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ないようですので、それでは、7月8日から9日に実施いたしました総務委員会の視察研修の件につきまして、お手元に配布しましたとおり視察報告書の案を作成いたしました。委員の皆様には一度お目通しいただき、ご意見等がありましたら、8月21日水曜日までに議会事務局までご連絡をお願いいたします。

また、次回の総務委員会についてですが、8月21日水曜日午前10時から開催を予定しております。詳細は決まり次第、各委員に追ってご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]



○川村成二委員長

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で本日の総務委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時31分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 川 村 成 二